

令和五年五月九日受領
答弁第五六号

内閣衆質二一一第五六号

令和五年五月九日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之 殿

衆議院議員原口一博君提出事前協議において基地の使用を拒否する選択に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員原口一博君提出事前協議において基地の使用を拒否する選択に関する質問に対する答弁書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号）第六条の実施に関する交換公文に基づく事前協議の運用に際しての政府の基本的立場は、我が国の国益確保の見地から、具体的事案に即して自主的に判断して諾否を決定するということである。したがって、参議院議員清水澄子君提出日米防衛協力のための指針と周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律に関する質問に対する答弁書（平成十一年八月二十四日内閣参質一四五第二二号）四の5について等述べているとおり、戦闘作戦行動のための基地としての我が国国内の施設及び区域の使用についての事前協議において、「イエスもあればノーもある」というのが政府の基本的な立場である。